

2009年2月6日

甲良町長 山崎義勝様

日本共産党甲良町支部
町議会議員 西澤伸明

雇用の確保と町民のくらし応援の緊急要望書

【2009年度予算要望の第二次分を含む】

アメリカの金融危機に端を発した景気悪化のもとで、派遣社員や期間工などの非正規雇用の労働者を大量に解雇する「派遣切り」「雇い止め」が横行し、企業を支えてきた労働者に深刻な打撃を与えています。大量解雇の波は、自動車産業から電機産業、そしてあらゆる産業に広がりつつあります。解雇される労働者も、非正規社員から正社員に及び始めています。厚生労働省の調査では今年3月までのその人員は12万5千人と発表しましたが、業界団体の調査によれば、製造業関係で3月末までに40万人が失業するとの試算が発表される深刻な事態となっています。

財務省の「法人企業統計調査」によれば、資本金10億円以上の企業は、今年の4月以降半年間で内部留保を29兆円も増やしていることが明らかになりました。内部留保の累積は製造業大企業だけで120兆円もあり、その1%を取り崩すだけで40万人の非正規社員の雇用を維持することができます。減収・減益の決算見込みの中でも上場企業の大多数が株主への配当を増額あるいは維持しています。このような雇用破壊は、企業の社会的責任を放棄することであり、内需拡大をはじめ景気の回復はおろか、経済の底が抜けてしまう事態を招くものです。

今回の深刻な雇用破壊を生み出した原因は、正規労働者を極端に安い賃金で使うことができる派遣や請負労働へ大量に置き換え、巨額の利益を上げることが可能にした1999年の労働者派遣法の改悪にあります。まさに“政治災害”そのものです。

この間、各地の自治体において、仕事を失った人を対象として臨時職員の採用や公営住宅の提供、雇用・生活相談室の設置などが行われています。滋賀県においても、千人の新規雇用を創出することを知事が表明するなど、雇用確保と生活支援の対策がされようとしています。「人権尊重の町、心かよう町」をかかげる本町において、労働者が寒空に放り出されて、生きる望みを断たれ、命と健康をおびやかされる事態を断じて看過してはならないと考えます。貴職も5日の仕事初め式にあたり、これらの情勢に行政として対応する必要性を述べられました。これは憲法で定められた労働の権利と生存の権利を守る政治・行政の責務です。

その立場に立つならば、ハコモノ先行で住民合意のない「ふるさと交流村」の実現に熱中している場合ではなく、本町の持てる力を全て活用して「雇用の確保こそ最大の景気対策」との立場で対応することが重要だと考えます。

よって、以下のような緊急対策を講じられますよう、合わせて来年度の予算要望の追加事項を要請します。

記

1、町行政として町内企業の雇用実態を緊急に掌握し、派遣労働者と期間工の「雇い

- 止め」・解雇を中止して企業の社会的責任をはたすよう関係企業に強く求めること。
- 2、ただちに町に雇用・生活にかかわる総合的相談窓口を開設し、町民への周知を徹底するとともに相談内容に応じた担当各課間の情報交換や共同対応を強化すること。
 - 3、失業者を救済するために、町の臨時職員としての直接雇用や公的団体などに就労の場を提供してもらうなどの緊急措置を講ずること。
 - 4、町独自の失業対策事業で自立を援助すること。町内小零細事業者に対し、分離・分割発注を、また共同受注できる体制づくりを指導すること。
 - 5、生活保護制度をはじめ、国保税、保育料、など公共料金の減免制度、就学援助制度などの内容や活用方法を周知すること。
 - 6、住む場所をなくした労働者に対し町営住宅・改良住宅の空き室を緊急に提供すること。民間住宅の空き室借り上げなど緊急保護対策を行うこと。
 - 7、町内企業に対し、下請け企業への受注の中止や単価の切り下げを行わないよう要請すること。セイフティネット保証や制度融資を中小業者が活用できるよう周知徹底を行うとともに、保証料負担、利子補給制度を創設すること。貸し渋り、貸しはがしをしないよう金融機関を指導すること。
 - 8、国に対して以下の事項を強く要請すること。
 - 「緊急雇用対策」の実施を求めること。
 - 中小企業向けセイフティネット保証の対象業種をすべての業種に拡大するよう求めること。
 - 労働者派遣法を1999年の法改悪前に戻し、労働者保護法として早期成立を求めること。
 - 企業の一方的解雇の規制、サービス残業・偽装請負の根絶、正社員化の促進、労働時間の短縮など労働者保護、生存の権利としての労働環境の改善を強化する抜本的な法改正を行うよう求めること。
 - 9、「ふるさと交流村」計画については、「施設建設は当面凍結」を宣言し、全町民の知恵と力を集め、真に「農業振興」「地域振興」とするため、公募による「(仮称) 検討委員会」を設置すること。着手に当たっては、膨大な税金を投入する「町の重点施策」であり、全町民の意向調査を実施すること。
 - 10、健康づくりを促進する一環としてプールの利用料について65歳以上は半額を軽減すること。
 - 11、パイプハウスの補助金を新規以外(更新・修理・移転など)にも拡充すること。
 - 12、水道料金の基本料単位を見直し、とりわけ使用量10m³未満の家庭が軽減される料金体系とすること。
 - 13、県道線の呉竹区小堀様宅前角から中川ガラス前までの歩道路肩は側溝までの落差が1メートル程度もあり、大変危険なので路肩にガード柵を設置すること。

以上